

官報

號外

昭和十二年七月三十一日

○第七十一回衆議院議事速記録第六號

昭和十二年七月三十日(金曜日)

午後一時十分開議

議事日程 第五號

昭和十二年七月三十日

午後一時開議

第一 產金法案(政府提出) 第一讀會

第二 金準備評價法案(政府提出)

第三 金資金特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第四 日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第五 朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 臺灣銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第七 外國爲替管理法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

○議長(小山松壽君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記官朗讀)

一 今三十日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

軍機保護法改正法律案

兵役法中改正法律案

裁判所構成法中改正法律案

大正十年法律第百二號中改正法律案(定)

年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件)
刑事訴訟法中改正法律案
(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)
一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

產金法案

金準備評價法案

金資金特別會計法案

日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律案

朝鮮銀行法中改正法律案

臺灣銀行法中改正法律案

外國爲替管理法中改正法律案

(以上七月二十九日提出)

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)

提出者 森下 國雄君

恩給法中改正法律案

提出者 宮脇 長吉君 原口初太郎君

船員保險法制定ニ關スル建議案

提出者 岡崎 憲君 米窪 滿亮君

釜石本莊間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 信太儀右衛門君 小山 義孝君

土田 莊助君

雪害地ノ土地賃賃價格決定ニ關スル建議案

提出者

川合 直次君 松井 郡治君

佐藤 與一君 今成留之助君

小柳 牧衛君 武田德三郎君

山本悌二郎君 加藤 知正君

松本 弘君 三宅 正一君

大竹 貫一君 高岡 大輔君

長崎縣島原ニ無水アルコール工場設置ニ關スル建議案

提出者

太田 理一君 倉成庄八郎君

西岡竹次郎君

度量衡法改正ニ關スル建議案

提出者

山道 襄一君

無水酒精原料甘諸納入價格引上及買上方法改善ニ關スル建議案

提出者

寺田 市正君 伊東 岩男君

岩元榮次郎君 井上 知治君

永田 良吉君 東郷 實君

宮崎市綾町間省營バス運輸開始ニ關スル建議案

提出者

寺田 市正君 伊東 岩男君

東郷 實君 永田 良吉君

岩元榮次郎君

志布志内海線鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

寺田 市正君 伊東 岩男君

東郷 實君 永田 良吉君

岩元榮次郎君

(以上七月二十九日提出)

一 議員ヨリ提出シタル質問主意書左ノ如シ
東北振興ニ關スル質問主意書

提出者

川俣 清音君 菊地養之輔君

鈴木 文治君

(以上七月二十九日提出)

一 昨二十九日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

(第一號)昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案

一 昨二十九日近衛內閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

外務省歐亞局長 東郷 茂德

外務事務官 山形 清

第七十一回帝國議會外務省所管事務政府委員被仰付

內務省神社局長 兒玉 九一

內務省地方局長 坂 千秋

內務省土木局長 赤松 小寅

內務省衛生局長 挾間 茂

社會局部長 清水 玄

第七十一回帝國議會內務省所管事務政府委員被仰付

陸軍輜重兵大佐 柴山兼四郎

第七十一回帝國議會陸軍省所管事務政府委員被仰付

文部省實業學務局長 小笠原豐光

文部省社會教育局長 田中 重之

文部省圖書局長 石井 忠純

文部省宗教局長 松尾 長造

教學局部長 阿原 謙藏

第七十一回帝國議會文部省所管事務政府委員被仰付

農林省畜產局長 細川 利壽

農林省蠶絲局長 田淵 敬治

馬政局長官 村上龍太郎

第七十一回帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付

商工省保險局長 後藤 保清

商工省統制局長 黑田 鴻五

特許局長官 石井 銀彌

第七十一回帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付

逓信省郵務局長 進藤 誠一

逓信省電務局長 藤川 靖

逓信省工務局長 梶川 剛

逓信省航空局長 小松 茂

貯金局長 荻原 丈夫

簡易保險局長 伊勢谷次郎

第七十一回帝國議會逓信省所管事務政府委員被仰付

鐵道省監督局長 鈴木 清秀

鐵道省運輸局長 山田新十郎

鐵道省建設局長 平山復二郎

鐵道省工務局長 阿曾沼 均

第七十一回帝國議會鐵道省所管事務政府委員被仰付

一昨二十九日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル

常任委員左ノ如シ

第一部選出決算委員 本田彌市郎君

一昨二十九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

農村負債整理資金特別融通及損失補償法案(政府提出)委員

西村丹次郎君 松田 正一君

岡田喜久治君 長野 綱良君

岡田 春夫君 田中 邦治君

田村 秀吉君 寺田 市正君

西方 利馬君 山川賴三郎君

三善 信房君 吉植 庄亮君

西川 貞一君 北 勝太郎君

平野 力三君 須永 好君

小山 亮君 木村 武雄君

人造石油製造事業法案(政府提出)外一件

古屋 慶隆君 栗山 博君

小野 寅吉君 寺島 權藏君

森下 國雄君 松尾 三藏君

今成留之助君 高橋熊次郎君

田中源三郎君 小笠原三九郎君

小高長三郎君 星 一君

川島正次郎君 沖島 鎌三君

窪井 義道君 安藤 孝三君

松永 義雄君 三木 武夫君

製鐵事業法案(政府提出)委員

中井川 浩君 清 寬君

高橋壽太郎君 大島 寅吉君

池田 秀雄君 木原 七郎君

池本甚四郎君 手代木隆吉君

岡崎久次郎君 古田喜三太君

清瀨規矩雄君 瀧澤 七郎君

南條 德男君 小林 絹治君

野口 喜一君 工藤十三雄君

井上 知治君 鶴 惣市君

井田 均君 野方 次郎君

小池 四郎君 安倍 寬君

永山 忠則君 塚本 重藏君

井上 良次君 椎尾 辨匡君

小野 謙一君

船員法改正法律案(政府提出)委員

野田文一郎君 漢那 憲和君

多田 滿長君 岡野 龍一君

小柳 牧衛君 長井 源君

前田房之助君 高橋 泰雄君

田代 正治君 箸本 太吉君

小谷 節夫君 增永 元也君

星島 二郎君 濱地 文平君

山崎 常吉君 石坂 繁君

米窪 滿亮君 小山 亮君

陪審法中改正法律案(政府提出)委員

岡本實太郎君 澤田 利吉君

平川松太郎君 中山 福藏君

森田重次郎君 川崎末五郎君

牧野 賤男君 河野 一郎君

鈴木 英雄君 松本 弘君

泉 國三郎君 江原 三郎君

立川 平君 飯村 五郎君

長谷 長次君 菊地養之輔君

田中 耕君 馬場 元治君

紀元二千六百年記念日本萬國博覽會抽籤券附回數入場券發行ニ關スル法律案(政府提出)委員

田中 萬逸君 高橋 義次君

飯田 助夫君 最上 政三君

松尾 四郎君 駒井 重次君

中村 梅吉君 富澤 清作君

本田 義成君 江羅直三郎君

深澤豐太郎君 太田 理一君

福井 甚三君 田子 一民君

曾木 重貴君 佐藤 啓君

淺沼稻次郎君 田川大吉郎君

關稅定率法中改正法律案(政府提出)外三件委員

西村金三郎君 本田彌市郎君

山道 襄一君 加藤 鯛一君

坂下仙一郎君 高木榮太郎君

飯塚春太郎君 山田 清君

塚本 三君 一柳仲次郎君

岩瀨 亮君 盛島 明長君

西川 貞一君 佐藤洋之助君

松岡 俊三君 宮本雄一郎君

行吉 角治君 猪野毛利榮君

上田 孝吉君 綾部健太郎君

井阪 豐光君 赤城 宗德君

笠井 重治君 田原 春次君

永江 一夫君 道家齊一郎君

渡邊 泰邦君

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ

ス、日程第一乃至第七ハ便宜上一括議題ト

爲スニ御異議アリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程第一、產金法案、日程第二、金

準備評價法案、日程第三、金資金特別會計

法案、日程第四、日本銀行金買入法廢止ニ

關スル法律案、日程第五、朝鮮銀行法中改正

法律案、日程第六、臺灣銀行法中改正法律

案、日程第七、外國爲替管理法中改正法律

案、右七案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマ

ス——大藏大臣賀屋興宜君

第一 產金法案(政府提出) 第一讀會

第二 金準備評價法案(政府提出) 第一讀會

第三 金資金特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第四 日本銀行金買入法廢止ニ關スル 第一讀會

法律案(政府提出) 第一讀會

第五 朝鮮銀行法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第六 臺灣銀行法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第七 外國爲替管理法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

產金法案

產金法

第一條 含金礦物、砂金又ハ製鍊ノ過程ニ在ル含金物（以下含金礦產物ト總稱ス）ヲ取得シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金地金ニ製鍊シテ政府ニ賣却シ又ハ之ヲ金製鍊業者若ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ賣却スベシ
前項ノ含金礦產物ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ含金礦產物ヲ取得シタル者ニ對シ之ヲ金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ政府ノ指定スルモノニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ政府ノ指定スル者ヨリ含金礦產物ヲ買入ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 金製鍊業ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ免許ヲ受ケベシ業トシテ含金礦產物ノ買入ヲ爲サントスル者亦同ジ

前項ノ免許ヲ受ケ金製鍊業ヲ營ム者ハ之ヲ金製鍊業者ト稱ス

金製鍊業者又ハ第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ非ザレバ含金礦產物ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 金製鍊業者其ノ事業ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

金製鍊業ノ讓渡又ハ金製鍊業ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

相續人ガ被相續人ノ金製鍊業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ金製鍊業ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ届出ツベシ

第五條 金製鍊業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 政府ハ產金ノ増加ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者ニ對シ製鍊設備ノ擴張、改良其ノ他製鍊設備ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第七條 金製鍊業ノ目的トスル鑛業權者及砂金ヲ目的トスル砂鑛權者（以下金鑛業者ト總稱ス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 政府ハ產金ノ増加ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金鑛業者ニ對シ探鑛、掘採、採取若ハ選鑛ニ付設備ノ新設、擴張、改良其ノ他必要ナル事項ヲ命ジ又ハ製鍊設備ノ新設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ製鍊設備ノ新設ヲ爲シタル者ハ金製鍊業者ト看做ス

第九條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ含金礦產物ノ取引ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十條 政府ハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

政府ハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ金ノ價格又ハ金ノ使用ノ制限其ノ他金ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ取得、處分又ハ保有ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

第十三條 鑛業法第五十條乃至第七十條、第九十二條、第九十三條、第九十九條第一項、第一百三條及第一百四條ノ規定ハ金鑛業者ニ非ザル金製鍊業者ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 政府第二條、第六條、第八條第一項、第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ金委員會ノ議ヲ經ベシ

金委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 金鑛業者又ハ金製鍊業者其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第十六條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金鑛業者及金製鍊業者ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十七條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ノ返還ヲ命ズ

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十八條 金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ政府ノ命ジタル事項ヲ執行セザルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ

五千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該金地
金又ハ含金鑛產物ノ價額ノ三倍ガ五千
圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ其ノ價額ノ三
倍以下トス

一 第一條第一項ノ規定ニ基キテ發ス
ル命令ニ違反シテ金地金ヲ政府ニ賣
却セザル者

二 第二條第一項ノ規定ニ違反シテ金
地金ヲ政府以外ノ者ニ讓渡シタル
者

三 第一條第一項ノ規定ニ違反シテ金
製鍊業者及第三條第一項ノ規定ニ依
リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタ
ル者以外ノ者ニ含金鑛產物ヲ讓渡シ
タル者

四 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ含
金鑛產物ヲ買入レ又ハ同條第三項
ノ規定ニ違反シテ之ヲ讓受ケタル
者

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ
違反シテ含金鑛產物ヲ政府ノ指定シ
タル者以外ノ者ニ讓渡シタル者

二 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ金
ノ製鍊ヲ爲シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
タル者

四 第十一條ノ規定ニ基キテ發スル命
令ニ違反シタル者

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項ノ規定ニ違反シテ事
業ヲ廢止シ又ハ休止シタル者

二 第五條第一項又ハ第七條第一項ノ
規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲
サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施
セザル者

三 第五條第二項又ハ第七條第二項ノ
規定ニ依ル變更命令ニ違反シテ事業
計畫ヲ實施シタル者

四 第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ
依ル命令ニ違反シタル者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第三項ノ規定ニ違反シテ届
出ヲ爲サザル者

二 第十條第一項又ハ第十二條ノ規定
ニ依ル報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ
爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避
シタル者

三 第十條第二項ノ規定ニ依ル命令又
ハ處分ニ違反シタル者

第二十三條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ
人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ
其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ第十九
條乃至前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキ
ハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人
ニ對シ亦第十九條乃至前條ノ罰金刑ヲ
科ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ含金鑛產物ヲ所有スル
者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日
ニ之ヲ取得シタル者ト看做ス
本法施行ノ際現ニ金製鍊業ヲ營ム者又ハ
其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ二月ヲ限リ第
三條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營

ムコトヲ得
前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ金製鍊業
ノ免許ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申
請ニ對スル許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同
ジ

金準備評價法案 金準備評價法

第一條 日本銀行ハ兌換銀行券ノ引換準
備ニ充ツル金貨及金地金ヲ當分ノ内貨
幣法第二條ノ規定ニ拘ラズ純金ノ量目
二百九十ミリグラムニ付一圓ノ割合ヲ
以テ評價スベシ朝鮮銀行又ハ臺灣銀行
ガ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準
備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同ジ

前項ノ評價ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ム
第二條 日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行
ハ前條ノ規定ニ依リ評價換ニ因リテ生
ジタル利益額ニ相當スル金額ヲ大藏大
臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ
但シ日本銀行ガ日本銀行金買入法ニ依
リ買入レ保有スル金地金ニ付テハ同法
第六條ノ規定ニ依ル

第三條 政府ハ日本銀行ニ對シ大藏大臣
ノ定ムル所ニ依リ其ノ保有スル金地金
ノ一部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタ
ル價格ヲ以テ同行ニ於ケル國庫金ノ勘
定ニ移スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ朝鮮銀行及臺灣銀行ニ對シ大藏
大臣ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ際其
ノ保有スル金貨及金地金ノ全部又ハ一
部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタル價
格ヲ以テ日本銀行ニ引渡スベキコトヲ
命ズルコトヲ得

第四條 兌換銀行券條例第六條及貨幣法

第十四條ノ規定ハ當分ノ内之ヲ適用セ
ズ

朝鮮銀行及臺灣銀行ハ朝鮮銀行法第二
十一條第二項又ハ臺灣銀行法第八條第
二項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内朝鮮銀行
券又ハ臺灣銀行券ノ金貨引換ヲ爲スコ
トヲ得ズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
昭和七年勅令第四號ハ之ヲ廢止ス

第一條ニ規定スル評價ノ割合ヲ後日變更
スルコトアル場合ニ於テハ日本銀行ハ其
ノ變更ニ因リ兌換銀行券ノ引換準備ニ充
ツル金貨及金地金ニ付生ズル利益又ハ損
失ニ付大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ利
益額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付シ又ハ
政府ヨリ其ノ損失額ニ相當スル金額ノ補
填ヲ受クルモノトス朝鮮銀行又ハ臺灣銀
行ガ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準
備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同ジ

金資金特別會計法案
金資金特別會計法

第一條 金資金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一
般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 金準備評價法第二條ノ規定ニ依
リ日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行ガ政
府ニ納付スベキ金額並ニ日本銀行金買
入法第五條第二項及第六條ノ規定ニ依
リ日本銀行ガ政府ニ納付スベキ金額ハ
之ヲ本資金ニ受入ルベシ

第三條 本資金ハ總額五千萬圓ヲ限リ豫
算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ產金ノ増加ヲ
圖ル爲必要ナル費途ニ使用スルコトヲ
得

前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セント
ストキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ繰
入レ一般ノ歳出トシテ拂出スベシ

第四條 本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ
支辨スル爲必要ナル金額ヲ除クノ外大
藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金又ハ國
債ニ運用スルコトヲ得

本資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣
ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ
取扱ハシム

第五條 本會計ニ於テハ資金運用利殖金
及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第三
條ノ規定ニ依ル一般會計ヘノ繰入金、
事務取扱費、資金運用手数料、附屬諸
費及資金運用損失金ヲ以テ其ノ歳出ト
ス

第六條 本資金ニ屬スル資産ニシテ價格
ノ減損ヲ生ジタルモノアルトキハ本會
計ノ決算上生ジタル剩餘又ハ資金ヨリ
之ヲ償却スベシ

第七條 本會計ノ決算上剩餘ヲ生ジタル
トキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキ
ハ之ヲ資金ニ繰入ルベシ
本會計ノ決算上不足ヲ生ジタルトキハ
之ヲ資金ヨリ補足スベシ

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫
算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之
ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケ
ル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用
スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

兌換銀行券條例第二條第五項ノ借入金及
日本銀行金買入法第四條ノ債務ハ本會計
ノ負擔トス

日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律
案

日本銀行金買入法ハ之ヲ廢止ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朝鮮銀行法中改正法律案
朝鮮銀行法中左ノ通改正ス
第二十二條第二項中「五千萬圓」ヲ「一億
圓」ニ改ム

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臺灣銀行法中改正法律案
臺灣銀行法中左ノ通改正ス
第八條第二項中「金貨」ノ下ニ「又ハ兌換
銀行券」ヲ加フ

第九條第一項中「金銀貨及地金銀」ヲ「金
貨、地金銀及兌換銀行券」ニ、第二項中
「二千萬圓」ヲ「五千萬圓」ニ改メ同項及第
三項中「紙幣」及「兌換銀行券」ヲ削ル

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

外國爲替管理法中改正法律案
外國爲替管理法中左ノ通改正ス
第一條第十號中「輸出」ノ下ニ「又ハ輸入」
ヲ加フ

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○國務大臣(賀屋顯宣君) 只今議題ト相成
リマシタ產金法案外六件ニ付キ提案ノ理由

ヲ説明致シマス、先ツ產金法案ニ付キマシ
テハ現下内外ノ情勢ニ顧ミ、國際收支ヲ改
善シ、之ヲ適合セシムルコトハ喫緊ノ要務
デアリノデアリマスルガ、是ガ爲ニハ我國
產金ノ増加ヲ圖リ、之ヲ政府ニ集中シ、以
テ對外決濟力ヲ豐富ナラシムルト共ニ、正
貨準備ヲ鞏固ナラシムルコトガ、極メテ必
要ナコトト考ヘルノデアリマス、現在ニ於
テモ政府ハ累次ノ日本銀行金買入價格ノ引
上ニ依リ、國內產金ノ増加竝ニ產金ノ集約
ニ努メテ參ツタノデアリマスルガ、此際更
ニ進ンデ新產金ハ其製成ニ至ル過程ヨリ政
府ノ監督下ニ置キ、一層是ガ集約ノ實ヲ舉
グルコトヲ必要ト認メルノデアリマス、又
國內金ノ需要ニ關シテハ、正當且ツ妥當ナ
ル目的ニ充テラル、モノハ、適當ナル方法
ニ依リ之ヲ需要者ニ頒ツ方針デアリマスル
ガ、市中ノ所謂鑄潰金等ニ付キマシテハ、
之ヲ現在通りト致シテ置ク方針デアリマス、
唯必要ニ應ジ、金ノ使用ニ關シテハ或ル程
度ノ制限ヲ加ヘ得ルコトトスルノガ適當デ
アルト認メルノデアリマス

次ニ政府ハ產金ニ關スル事業ニ對シ、必
要ナル監督ヲ爲スト共ニ、採鑛ノ獎勵、選
礦場竝ニ製鍊場ノ設置助成、其他ニ付キ豫
算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付シ、又必要
ナル器具機械等ノ輸入税ヲ免除スル等、適
當ナル保護助成ノ方法ヲ講ジ、以テ產金額
ノ増加ニ資スルコトガ肝要デアルト認メル
ノデアリマス、以上ノ理由ニ依リ茲ニ本法
案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス

次ニ金準備評價法案提案ノ理由ヲ説明致
シマス、現在兌換銀行券、朝鮮銀行券及ビ
臺灣銀行券ノ金準備ニ充當セラル、金ハ、時
價ノ著シキ昂騰ニモ拘ラズ、依然貨幣法第

二條ノ定ムル所ニ依リ、純金ノ量目七百五
十匁ニ付キ一圓ノ割合ヲ以テ評價セラレテ
居ルノデアリマスルガ、此際是等ノ準備ニ
充當セラル、金ノ國際の時價ニ近イ程度ニ
評價換シ、金準備ノ實勢ヲ其儘表示致シマ
スルコトハ、洵ニ適切ナル措置デアルト考
ヘルノデアリマス、唯貨幣法ヲ改正シ、所
謂平價ノ切下ヲ爲シテ我國通貨ノ價值ヲ確
定致シマスコトハ、尙ホ未ダ其時期デナイ
ト考ヘラレマスルノデ、此際ハ金ヲ發券ノ
準備ニ充當スル場合ノ充當價格ニ付テノミ
一應ノ改定ヲ加フルヲ適當ト認メ、現在ノ
金ノ時價ニ約一割ノ餘裕ヲ置イテ、純金ノ
量目二百九十匁ニ付キ一圓ト云フ割合ヲ以
テ評價換ヲ行フコトト致シタイと思ヒマス、
此評價換ノ結果生ズル日本銀行、朝鮮銀行
及ビ臺灣銀行ノ評價益ハ政府ニ納付セシム
ルコトトシ、之ヲ以テ特別ノ資金ヲ設ケ、
後ニ申上ゲマスルヤウニ特別會計ト致シマ
シテ、日本銀行所有ノ金地金ノ一部ヲ本會
計ニ移シ、又今後ノ新產金ハ此會計ニテ買
上ゲ、外國爲替資金ヲ調整スル爲メ必要ニ
應ジ金ヲ現送スル考デアリマス、又朝鮮銀
行及ビ臺灣銀行ニ付テハ、強ヒテ金ヲ準備
ニ充當スルノ必要モアリマセヌノデ、此際
兩行ノ保有スル金ヲ日本銀行ニ集中スル途
ヲ開キ置クコトヲ適當ト認メマス、以上ノ
趣旨ニ依リ茲ニ本法提案ヲ提出致シタ次第
デアリマス

次ニ金資金特別會計法案提出ノ理由ヲ説
明致シマス、金準備評價法ニ依リマシテ日
本銀行、朝鮮銀行及ビ臺灣銀行ガ政府ニ納
付致シマスル金額、竝ニ日本銀行金買入法
ニ依リマシテ日本銀行ガ政府ニ納付致シマ
スル金額ハ、之ヲ以テ特別ノ資金ヲ設置シ、

官報號外 昭和十二年七月三十一日 衆議院議事速記第六號 產金法案外六件 第一讀會

九一

主トシテ爲替資金ノ調整ノ爲メ之ヲ金ニ運用シ、若シ餘裕アル時ハ國債ニモ運用スルコトト致シ、又豫算ノ定ムル所ニ依リマシテ產金ノ増加ヲ圖ル爲ニモ使用シ得ルコトトスルノ計畫デアリマス、而シテ其歲入歳出ハ之ヲ一般ノ會計ト區分經理スル爲メ、特別ノ會計ヲ樹ツルノ必要ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス

次ニ日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ説明致シマス、政府ハ從來日本銀行ヲシテ金ノ買入ヲ行ハシメテ參リマシタガ、前ニ申上ゲマシタ產金法ノ制定ニ伴ヒ、今後ハ金資金特別會計ノ資金ノ運用トシテ、政府ガ金買入ヲ行フコトナリマシタル爲メ、日本銀行金買入法ヲ存置スル必要ガアリマセヌノデ、之ヲ廢止スルコトトシ、茲ニ本法律案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス

次ニ朝鮮銀行法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、朝鮮銀行券ノ保證發行限度ハ現在五千萬圓デアリマスルガ、此限度ハ大正七年ニ定メラレタモノデアリマシテ、朝鮮ノ經濟及ビ同銀行券發行ノ現況等ニ照シマシテ、少額ニ過ギルト思ハレマスルノデ、此際之ヲ一億圓ニ擴張スルヲ適當ト認メマシテ、本改正法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

次ニ臺灣銀行法中改正法律案ニ付キ申上ゲマス、現在同銀行券ノ支拂準備ハ、金銀貨及ビ地金銀トナツテ居ルノデアリマスルガ、今日ニ於テハ支拂準備ヲ是等ノモノニ限ル必要ハナイド認メラレルノデアリマシテ、此際朝鮮銀行券ノ例ニ倣ヒマシテ、兌換銀行券ヲ支拂準備中ニ加ヘマスルト共ニ、之

ニ伴ッテ兌換銀行券ヲ臺灣銀行券ノ引換物件ニ加フルノヲ適當ト考ヘマス、尙ホ現在臺灣銀行券ノ支拂準備及ビ保證準備ノ中ニハ、銀貨或ハ政府發行ノ紙幣ガ入ッテ居ルノデアリマスルガ、是等ノモノハ今日其必要ガアリマセヌノデ、之ヲ除クノヲ適當ト認メマス、次ニ同銀行券ノ保證發行限度ハ、現在二千萬圓デアリマスルガ、此限度モヤハリ大正七年ニ定メラレタモノデアリマシテ、臺灣ノ經濟及ビ同銀行券發行ノ現況等ニ照シマシテ少額ニ過ギルト思ハレマスルノデ、此際之ヲ五千萬圓ニ擴張致シタイト考ヘマス、斯様ナ次第デアリマスルノデ、本改正法律案ヲ提案致シタ次第デアリマス、最後ニ外國爲替管理法中改正法律案ニ付キ、提案ノ理由ヲ説明致シマス、貨物ノ無爲替輸入ノ中、代金決済ニ付キ外國送金關係ヲ伴ハザルモノニ付キマシテハ、現在外國爲替管理法ニ依リ取締リ得ナイコトニナツテ居リマスルガ、最近爲替管理ノ強化ニ伴ヒ、右ノ缺陷ヲ利用シテ、輸入ヲ企テル者ガ漸次増加スル虞ガアリマシテ、斯クテハ輸入爲替管理ノ完全ナル遂行ニ支障ヲ生ゼシムルト共ニ、本邦國際收支ニ於ケル受取勘定ヲ減少セシムルコトナリマスノデ、同法ニ改正ヲ加ヘ是ガ取締リ爲シ、以テ爲替管理ノ完璧ヲ期シタイト思フノデアリマス

以上七件ニ關シ、何卒御審議ノ上、速ニ御協議ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(小山松壽君) 通告順ニ依ッテ質疑ヲ許シマス——宮澤胤勇君

○宮澤胤勇君 只今議題トナリマシタ金ノ

諸問題ニ付キマシテ、二三御伺ヲ致シタイト思フノデアリマス、產金ノ獎勵ハ今日ノ我が内外ノ經濟事情ヨリ致シマシテ、適當ノコトデアルト思フノデアリマスルガ、併シ此法文ヲ見マスルト、獎勵ノ趣旨ハ結構デアリマスルケレドモ、其手續ガ非常ニ面倒デアリマシテ、監督ノ方法ガ複雑デアリマシテ、或ハ產金ノ獎勵ヨリモ、逆ニ制限ノ法律ニナルノデハナイカト云フ心配ヲ私共致スノデアリマス、此點ハ一ツ此法ノ運用ノ上ニ於キマシテ、政府ニ於テ十分ニ御考ヲ願ハナケレバナラスノデハナイカト思フノデアリマス、就キマシテハ私ハ此度ノ金評價換並ニソレヨリ生ズル特別資金設定等ニ付キマシテ、一二御尋ヲ致シタイノデアリマス、金評價換ニ付テハ貨幣法第二條ヲ變更シナイデ、特別ニ評價法ト云フモノヲ新シク制定スル、是ハ何ノ必要ガアッデス様ニ致スノデアリマスカ、七百五十「ミ」リノモノヲ二百九十「ミ」リニ變ヘルト云フコトヲ、貨幣法第二條ノ變更ニ止メテ宜シイヤウニ考ヘルノデアリマスガ、特ニ斯ウ云フ特別法ヲ制定セラレタノハ、何ノ理由デアリマスカ、先ヅ第一ニソレヲ伺ヒタイノデアリマス

ソレカラ第二ニハ、此七百五十「ミ」リカラ二百九十「ミ」リニ換算ヲ致シマシタ其理論上、竝ニ實際上ノ根據ヲ、モウ少シ詳シク御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

次ニ此評價換ヲ致シマシタ結果、日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行ニ現在持ッテ居リマスル正貨カラシテ、何程ノ評價益ガ出ルノデアリマスカ、ソレヲ御示ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、此度ノ評價換ト云フコトハ、全ク形式上ノ問題デアリマシテ、特ニ

斯ウ云フ手續ヲ執ラレルコトハ、其評價益金ト云フモノヲ政府ガ欲シイト云フコトカラ、斯ウ云フ手續ヲ執ラレタコトト思フノデアリマス、併ナガラ是ハ金ノ輸出禁止ヲシテ居リマスル日本ト致シマシテハ、全ク内部的ノ形式上ノコトニ止マルノデアリマスルガ、併シ之ヲ世界各國ガ行ヒマシタ所ノ、例ノ所謂平貨切下ト云ヒマスカ、
「デバリエーション」ト、今度政府デ行ヒマスルコトトハ、其形式竝ニ實質ニ於テ、ドノヤウナ違ヒガアルノデアリマスカ、是モ併セテ伺ヒタイト思フノデアリマス、尙ホ此評價益金ヲ政府ニ納付セシメマシテ、サウシテ之ヲ特別資金トシテ金ノ買入、若クハ國債ノ所有ニ此資金ヲ使フト云フコトデアリマスガ、之ヲ今回ノ特別議會ニ提出シテ、サウシテ急遽此ヤウナコトヲ爲サレル必要ニ迫ラレテ居ル所ノ理由ニ付テモ伺ヒタイト思フノデアリマス、更ニ私ハ是等ノ問題ヲ中心ト致シマシテ、我國ノ金政策ト云フモノヲ如何ナル方針ノ下ニ、如何様ニ政府ハ今後行ッテ行カレルノデアアル見タイノデアリマス、御承知ノ如ク世界ノ現在ノ金ハ殆ド米國、英國、佛蘭西ニ偏在致シマシテ、世界ニ二百億佛ノ金ガアルト云ハレル中ノ、殆ド九割ハ、此三國ニ現ニ偏在ヲ致シテ居ルノデアリマス、而モ此金ニ付キマシテハ、從來ノ金ニ對スル經濟上ノ觀念ガ變タト云フノデアリマセヌケレドモ、今年四月露西亞ガ英吉利ニ於キマシテ僅ニ四千萬磅ノ金ヲ賣出シタガ爲ニ、英吉利ニ於テハ一時買入ヲ躊躇スルト云フヤウナコトカラシテ、世界ハ金問題ニ關シテ新シイ考ヘ方ヲシナケレバナナイト云フコ

トニ迫ラレテ來テ居ルヤウデアリマス、而モ今日世界ノ金相場ガ何ニ依ッテ維持ヲセラレテ居ルカ、他ノ物價ニ較ベマシテハ殆ド三倍ニ等シイ暴騰ヲ來シタル金ノ價格ガ、何ニ依ッテ維持セラレテ居ルカト言ヘバ、大體ニ於テ亞米利加ガ之ヲ買入レルコトニ依ッテ、此相場ガ維持セラレテ居ルノデアリマス、而モ亞米利加ガ金ヲ買入レルコトハ、亞米利加自身ガ自分ノ必要ニ依ッテ買入レルト云フヨリハ、世界ノ今日ノ金ヲ中心トスル經濟界ニ變動ヲ與ヘナイ爲ニ、世界ノ經濟ヲ維持スル爲ニ、亞米利加ハ之ヲ買ッテ居ルヤウニ思フノデアリマス、其證據ト致シマシテハ、御承知ノ如ク此頃亞米利加ハ買入レテ居ル金ヲ貯藏致シマシテ、サウシテソレガ爲ニ買入レル資金トシテ出シタ大藏證券ニハ利息ヲ拂ッテ、即チ不要ナモノヲ買ッテ、ソレニ對シ利息ヲ拂ッテ、ミスミ利息ノ損ヲシナガラ尙ホ金ノ貯藏ヲ續ケテ居ルノデアリマス、之ニ依リ金相場ハ維持サレテ居ル、少クトモ最後のニハ米國ガ買ッテ居レルト云フコトデナケレバ世界ノ金ノ相場ハ下リマス、サウシテ世界ノ今日ノ經濟界ニ非常ナ「デフレーション」ヲ捲起シテ、經濟界ガ混亂スルト云フコトカラ、亞米利加ハ斯ウ云フ政策ヲ採ッテ居ルト思フノデアリマス、私ハ日本ガ今日ノ場合、日本ノ經濟ノ現實カラ見テ洵ニ已ムヲ得ナイコトデハアリマス、產金ヲ獎勵シ、其買上ゲタモノヲ亞米利加ニ送ッテ、サウシテ亞米利加ニ買ッテ貰ッテ自分ノ經濟ヲ維持スル、日本ダケハ洵ニ都合ガ好イカモ知レマセヌガ、亞米利加ニ取ッテハ迷惑ナコトヲヤッテ、日本ハ其爲替ヲ維持シテ居ルノデアリマス、若シ亞米利加ガ一度金ヲ買ハ

ナイト云フコトニナレバ、我國ノ金政策ハ直チニ破綻ヲ生ズルト云フコトニナルト私ハ思フノデアリマス、斯ウ云フヤウナ全ク他ニ依存シテ居ル金政策ヲ、此儘何時迄モ續ケテ行ッテ宜イカト云フコトニナレバ、私ハ大ナル疑問ガ存スルト思フ、今日ノ場合產金ヲ獎勵スルコトモ結構デアリマス、又爲替ノ維持ノ爲ニ金ノ現送ヲスルコトモ亦已ムヲ得ナイト思ヒマス、又其資金トシテ此特別資金ヲ設定シテ爲替ノ調節ニ充テルト云フコトモ亦已ムヲ得ナイト思ヒマスガ、併ナガラ目先ダケニ因ハレナイデ、我國ノ金政策ノ根本ヲ何處ニ置クカト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス、我國ニ於キマシテモ御承知ノ如ク今年度アタリハ約四十萬、即チ百四五十萬「オンズ」ト云フ金ヲ生産スルサウデアリマス、是ハ今年ノ世界ノ金產額ノ豫想ニ當嵌メテ見マスト殆ド四〇%ニ當ルノデアリマス、南阿、露西亞及ビ亞米利加、加奈陀ニ次ギマシテ、我國ハ世界ニ於テモ有數ナ金產國ノ中ニ入ッテ居ルノデアリマス、此金ヲ唯亞米利加ニ買ッテ貰フト云フコトダケヲ以テ、日本ノ金政策ノ根本ノ立前トシテ居ルト云フコトハ、非常ナ危險デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、賀屋大藏大臣ハ先日來此議場ニ於ケル説明ニ於キマシテ、明年度カラハ國際貸借ノ輸入超過ヲ賄フ爲ノ金ノ現送ト云フモノハ、其年ノ新產金ノ程度ニ止メルト云フコトヲ言ッテ居ルノデアリマス、是ガ果シテ實行出來ルカ出來ナイカハ先ノコトデアリマスガ、假ニ斯ウ云フ方針ダケ行クト致シマシテモ、結局今日ノ此輸入超過ノ大勢ヲ、新產金若クハ貿易外ノ受取勘定ダケヲ以テ賄フコトハ、實際上出來ナクナ

ルコトハ私ハ明デアラウト思フ、サウシテ而モ此產金ノ獎勵ハ、新聞ニ依ッテ見マスト五年後ニハ五億圓ニナル、若シ五年後ニ五億圓ニナリマスレバ、少クトモ百四十萬トカ、百五十萬ト云フ金ヲ我國デ出來ルトニナリマシテ、世界ノ金ノ產額モ増加ハ致シマスケレドモ、是ガ世界ノ金ノ少クトモ八分トカ、一割ト云フモノニ達スルモノト思フノデアリマス、其大キナ金ノ產額ヲ、亞米利加ニ送ッテ賣付ケルト云フコトデ、日本ノ經濟ヲ保ッテ行クト云フコトハ餘程考ヘナケレバナラス、是等ニ付キマシテ、政府ハ何等カ將來新シイ方針ヲ御執リニナルノデアリマス、ソレモ同ヒタイト思フノデアリマス、私ハ日本ガ今日世界ノ經濟ニ協力スルト云フ意味カラ、寧ロ私ハ金ノ現送ヲヤラナイデ、他ニ爲替維持ノ方法ト云フモノハ考ヘラレナイコトハナイト思フノデアリマス、モウ少シ日本ノ經濟ト云フモノヲ世界ノ經濟ノ上ニ廣ク見テ、サウシテ世界ノ經濟ニ協力シテ、尙且ツ日本ノ爲替ヲ維持スル、爲替ヲ維持スルコトハ、結局ニ於テハ國際貸借ノ實勢ヲ改善スルヨリ外ニ方法ハナイノデアリマスガ、併ナガラ其暫クノ過渡ノ方法トシテモ、私共モット他ニ智恵ヲ出シテ、何等カノ方法ヲ講ズルコトガ出來ナイコトモナカラウト思フノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、此金政策ノ根本ニ付テ、モウ少シ世界ノ經濟ニ對スル認識ヲ新ニシ、サウシテモウ少シ獨立性ノアル政策ヲ立テナケレバナラスノデアリマス、今日出サレマシタル金ニ對スル諸法案ハ、唯當面ヲ糊塗スルダケノコトデアリマシテ、金ガ各國ノ貨幣カラ少クトモ離レツ、アル所ノ今日、之ニ對シテモ少シ徹底シタ見透

シヲ付ケテ、サウシテ經濟政策ノ根幹ト爲サナケレバナラヌト思フノデアリマス、是等ニ於キマシテ政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス（拍手）

（政府委員太田正孝君登壇）

○政府委員（太田正孝君） 宮澤サンノ數項ニ互ル御質問ニ對シテ御答申上ゲマス、其第一點ハ金ノ產出ヲ獎勵スルコトハ宜イガ、手續ガ煩雜デアリマシテ、斯ウ云フ工合デアッテハ却テ反對ノ結果ヲ生ズルト云フコトニ付テノ御忠告デアリマス、御尤ナ忠告ト存ジマス、此點ニ付キマシテハ役人ガ役人ラシカラザルヤウニ、本當ニ法ノ目的ヲ達スルヤウニ御希望ニ副フヤウニ致シタイト存ジ上ゲマス

第二點ノ何故ニ此際貨幣法第二條ヲ改正シテ根本的ノ態度ヲ執ラナイカト云フ御質問デアリマス、申上グルマデモナク貨幣法第二條ヲ改メルト云フコトハ、平價切下ニ關スル問題デアリマス、根本的ニ申シマスレバ然ルベキコトト存ジマス、平價切下ヲスルニ付キマシテハ相當ノ條件ヲ要シマス、私ノ見ル所ヲ以テスレバ、既ニ國內ノ物價ガ安定シ、又對外的ニ爲替相場ガ安定シ、而モ金解禁シテモ然ルベキ準備ヲ持ッテ居ルト云フ、三ツノ條件ガ揃フデナカラネバ、平價切下ヲスベキモノデアナイト信ズルノデアリマス、此意味ニ於テ我國ノ現狀ニ是等ノ問題ヲ當嵌メテ見マスト云フト、此際暫定的ニ今日申上ゲマシタルヤウナ法律ヲ設クルノ必要ガアルト思フノデアリマシテ、貨幣法ヲ根本的ニ改正スルノハ時期尙早ト存ズルノデアリマス

第三點トシテ二百九十萬ヲ以テ標準ト定メタコトニ付テノ御質問デアリマシタ、申

上グル迄モナク金二分ヲ以テ貨幣ノ單位ト
スル現在ノ貨幣法ノ定ムル所ト、我國全體
ニ於ケル金ノ價值ミト云フモノトハ非常ナ
開キガアリマス、簡單ニ申シマスレバ、不
必要ニ低ク見積ラレテ居ルト申上ゲテ差支
ナイカト思フノデス、隨テ之ヲ今ノ儘ニシ
テ置キマス云フト、實質ニ變リハナクテ
モ呼値ガ變リマス爲ニ、如何ニモ兌換券ニ
對シテ準備ガ非常ニ減ツタヤウナ數字ガ出
テ來マスノデ、人心ニ及ボス影響ハ少クナ
イト思ヒマス、又常ニ制限外發行ニナルヤ
ウナ形ガ出來マスコトハ是亦宜シクナイト
思ヒマスノデ、ソコデ此標準ノ價格ニ付キ
マシテモ、倫敦ノ金塊相場カラ換算致シマ
シテ、約一割減ノ所ヲ以テスルノガ相當ト
考ヘマシテ、二百九十底ヲ以テ標準價格ト
シテ譯デアリマス

第四點トシテ、標準ノ益ハ幾ラアルカト
云フ御尋デゴザイマスガ、日本銀行ヨリス
ル分ガ七億一千七百五十一万五千圓、朝鮮
銀行ヨリ致シマスモノガ四百五十三万七千
圓、臺灣銀行ヨリ致シマスモノガ二千五百
十九万七千圓、合計七億四千七百二十四万
九千圓トナルノデアリマス、更ニ御質問ノ
非常ニ強調致サレマシタ金政策ニ付キマシ
テハ、洵ニ有益ナル御意見トシテ拜聴仕リ
マシタ、併シ今回政府ノ執ツテ居リマス金政
策ト云フノハ、我國ノ國際收支ノ決濟上カ
ラ申上ゲマシテ、金ノ増産ニ依ツテ之ヲ現送
スルコトニスルノガ此際ノ然ルベキ策デア
リ、國際決濟上ノ手段トシテハ金ニ依ルノ
外ナイト信ズルカラデアリマス、更ニ正貨
準備ノ充實ヲ圖ルコトモ是亦必要ナコトト
存ジマシタノデ、此意味ニ於テ今回ノ政策
ヲ立テタ譯デアリマス、デ御言葉ニモアリ

マシタヤウニ存ジマスルガ、本年ハ產金額
ノ限度ヲ超シテ既ニ現送シテ居ル譯デゴザ
イマスガ、大藏大臣モ度々申サレマシタル
通り、明年度ヨリハ新產金ノ限度ニ止メタ
イト思フノデアリマス、短イ期間ヲ區切ツ
ノ計畫デナク、一定ノ區間ヲ以テノ計畫ヲ
致シマシテ、此信念ノ下ニ明年度カラハ新
產金ノ限度ヲ超サナイト云フコトヲ堅持シ
テ行キタイト思フノデアリマス、申上グル
迄モナク金ノ現送ガ少ナケレバ結構デアリ
マス、其爲ニハドウ致シマシテモ根本的ニ
國際收支ノ均衡ヲ圖ラネバナラスト云フコ
トニナルノデアリマス、大藏大臣ノ財政演
說ニ於ケル一貫シタ主張モ茲ニアルノデア
リマス、ドウゾ左様御諒承願ヒタイト存ジ
上ゲマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 武田德三郎君
○武田德三郎君登壇
リマス諸案ノ中、產金法、金準備評價法
竝ニ金資金特別會計法ノ三案ニ付キマシテ
二三ノ質疑ヲ致シタイト存ジマス、第一ニ
政府ニ伺ヒタイコトハ、今程宮澤君モ一寸
觸レラレタ問題デアリマシタガ、政府ハ明
年カラ新產金ノ程度ニ於テ金現送ヲ致スト
云フコトヲ申述ベラレテ居ルノデアリマス、
左様致シマスルト此產金獎勵ノ法案ノ結
果、政府ハドノ位ナ程度ノ明年カラ金現送
ヲスレバ、貿易外ノ收支ガ均衡ヲ得ラレ
ト考ヘテ居ラレルノデアリマセウカ、言葉
ヲ換ヘテ申シマスナラバ、明年以後ノ輸入
超過ハドノ程度デ喰止メラレルト考ヘテ居
ラレルノデアリマセウカ、其點ヲ伺ヒタイ
ト思フノデアリマス

軍備ノ擴張其他生産力ノ擴張ノ爲ニ、輸入
超過ハコ、二三年ハ極メテ多カラウト思フ
ノデアリマス、然ルニ政府ハ產金ノ五箇年
計畫ト云フモノヲ立テラレマシテ、其
方法トシテ此產金法其他ヲ御制定ニナツ
モノト思フノデアリマス、サウ致シマ
スルト貿易ノ現狀カラシテ、輸入超過
ノ最モ多カルベキ明年若クハ明後年ニ於
テ、此產金法ノ效果ヲ十分ナラシメン
ト致シマスルノニハ、更ニ一段ノ工夫ヲ要
スルモノデアアルマイカト考ヘマス、即チ
產金ノ買上價值ヲ尙ホ更ニ引上ゲル方法ヲ
執ルトカ、或ハ更ニ產金業者ヲ保護スル
途ヲ執ルトカ、何等カ更ニ一段ノ進ンダ方
法ヲ執ルニアラザレバ、政府ガ產金ヲ獎勵シ
テ、之ニ依ツテ輸入超過ヲ「カバ」スルト云
フ目的ヲ達スルコトハ、如何デアアルカト云
フ疑ヲ持ツテ居ル點カラ之ヲ伺フノデアリマス
即チ此產金法ニ依ツテ見マシテモ、政府ハ
產金業者ニ相當ナ保護ヲスルト云フコト
ガ規定サレテアリマスル外ニ、直接ノ保
護ト致シマシテハ、製鍊所ノ設備ニ對シ
テ若干ノ保護ヲスルト云フコトニナツテ居
リマス、併シ私ノ實際業者カラ承ル所ニ依
リマスルト、我國ハ火山國ノ關係上質礦ガ
非常ニ澤山アルト云フコトニ聞イテ居ルノ
デアリマス、而シテ此質礦ヲシテ有效ナラ
シムルノ途ハ、製鍊ノ精巧ト云フコトハ勿論
必要デアリマスルケレドモ、ヨリ以上ニ選
礦ガ最モ必要デアアルノデアリマス、即チ選
礦ガ適當ニ致サレマスルナラバ、質礦ヲ處
理シテ之ヲ有效ニ活用スルコトガ出來ルノ
デアリマス、然ルニ本法案ヲ拜見致シマス
ト、選礦ニ向ツテ政府ハ餘リ注意ヲ拂ツテ居
ルト云フ跡ヲ見出スコトハ出來ナイノデア

私ガ此質問ヲ致ス意味ハ、明年頃ヨリハ

リマス、是等ノ點ニ於テ政府ノ所見ヲ伺ヒ
タイト存ジマス
ソレカラ次ニモウ一ツ伺ヒタイコトハ
是ハ未ダ公式ニ政府ノ聲明ニハアリマセヌ
ガ、新聞ノ傳フル所ニ依リマスルト、政府
ハ所謂六大產金會社ヲ合同シテ一ツノ新會
社ヲ作ラシムルノデアリマスルカ、或ハ一
ノ「ブロック」ヲ作ラシムルノデアリマス
ルカ知リマセヌガ、何等カ六大產金會社ヲ
中心トシ、金ノ増産計畫ヲ立テラル、ヤ
ウニ言ハレテ居リマスガ、果シテ是ガ眞ナ
リト致シマスルナラバ、私ハ我國ノ現狀ニ
於キマシテ、小產金業者ノ多數アル現在ニ
於テ、特ニ六大產金業者ガケテ保護シテ、其
力ニ依ツテ政府ノ金ノ増産計畫ヲ實現スル
云フコトハ、如何ナモノデアアルカト考ヘル
ノデアリマス、其小產金業者ニ取ツテ不便
ヲ與フルノミナラズ、又實際金ノ増産ノ目的
ニ果シテ應ズルヤ否ヤト云フコトニ向ツテ、
多少ノ疑ナキヲ得ナイノデアリマス、政府ハ
果シテ六大產金會社ヲシテ一ツノ「ブロック」
ヲ作ラシメテ、之ニ向ツテ特別ノ待遇ヲ與ヘ
ルト云フヤウナ御計畫ガアルノデアリマス
ルカ、ドウデアリマスルカ、此點ヲ伺ヒタ
イト存ジマス

ソレカラモウ一ツ此產金ニ關シテ伺ヒタ
イコトハ、政府ハ既ニ產金ノ引上ヲ致スト
云フヤウナコトニ相成リ、更ニ金ノ製鍊所
ノ設立者ニ向ツテ、特殊ノ保護ヲ與ヘルト云
フコトニナリマスルト、漸クニシテ收支計
算ノ合フヤウナ質礦ヲ持ツテ稼業ヲシテ居
ル產金業者ハ、非常ナ不利益ノ位置ニ立ツ
モノト私ハ考ヘマス、斯様ナ場合ニ於テ、
從來ノ相當ナ富強ヲ持ツテ居ル所ノ產金業
者ハ、之ニ反シテ非常ナ利益ヲ得ルコトニ相

レマスナラバ、其必要ニ從ツテ金ノ現送ヲ致シテ、之ヲ爲替資金ニスルノ途モアリマセウ、或ハ又輸入爲替ヲ政府ガ買入レテ、季節的ニ安定ヲ圖ル途ヲ執ルノ方法モアルデアリマセウ、既ニ茲マデ進シテ以上ハ、ドウシテモ爲替ノ安定ノ必要上、爲替平衡資金制度ヲ採用スルト云フコトハ、當然ノ順序デナイカト考ヘルノデアリマスガ、政府ハ何故ニ一步ヲ進メテ此制度ヲ採用スルマデニ進メラレナイノデアリマスルカ、此間ニ何等カ特別ノ理由ガアルノデアリマセウカ、ドウデアリマセウカ、此點ヲ政府ノ御説明ヲ願ヒタイト存ジマス、以上私ノ申上ゲマシタコトニ付キマシテ大藏當局ノ御所見ヲ伺ヒタイト存ジマス

〔政府委員太田正孝君登壇〕

○政府委員(太田正孝君) 武田サンノ御質問ニ對シ御答申上ゲマス、其第一點ハ明年度カラ新産金ノ限度ニ依ッテ政策ヲ立テテ行クト言ハレタ點ニ付テノ御質問デアリマス、申上ゲル迄モナク貿易竝ニ貿易外ノ收支ガ問題デアリマシテ、是ガハッキリ致サナケレバ、新産金ノ限度ト申シマシテモ本ガ決ラナイ譯デアリマス、而モ御案内ノ通り既ニ此上半期ハ異常ナ入超ニナッテ居リマシテ、下半期ニ付キマシテモ俄ニ樂觀ヲ許サザルヤウナ狀況ニアリマス、況シテ明年ドノ位ニナルカト云フコトハ、計畫ハ勿論立テナケレバナラスコトデゴザイマスガ、御指摘ニナリマシタル通り、何故入超ガ出來ルカ、ソレハ必要ナ物ヲ買ハナケレバナラス、何故買ハナケレバナライカ、申上ゲル迄モナク其點ニ付テ大キナ問題ハ、國防ヲ中心トスル財政問題ガ關係シテ來ルノデアリマス、此點ニ付テハ十分ナル注意ヲ拂ッテ居リマスルガ、

マダ國防ノ計畫ノ全貌モ分リマセスシ、且ツ現在國民一般ニ御心配ナステ居ル所ノ北支ノ問題モ、俄ニ樂觀ヲ許サザルヤウナ財政上ノ狀況ニアリマスノデ、斯ウ云ツタ點ヲ總テ考ヘテ見マスルト、漫然ト茲ニ明年ノ計畫ヲ立テ得ザル事情ニアリマス、隨テ新產金ノ限度ハ假ニ多クモ、其方ガ更ニ多イ場合ニ於テハ、ドウニモナラヌヤウナ事ニナルノデス、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、貿易並ニ貿易外ノ收支ノ點ヲ主トシテ此問題ヲ解決シナケレバナラナイノデス、而モ其問題ヲ措イテ、新產金ハドノ位ニナルカ、此點ニ付キマシテハ所管關係モアリマスルシ、商工省ノ御方カラ責任アル御答辯ヲ御願スル方ガ、私共トシテモ結構カト思フノデアリマス、唯モト獎勵シナケレバナラナイ、特ニ選礦ニ付キマシテ御注意ガアリマシタガ、洵ニ其様ニ存ジマス、デ此點ニ付キマシテハ豫算關係等ニ於キマシテモ、十分其御意見ノ程ヲ入レテヤッデ行キタイト考ヘルノデアリマス、第二ノ六大會社ヲ作ツテ其「ブロック」ヲ特別保護ノ下ニ置ク計畫ガアルカ、是ハ直接ニ商工省ノ所管ニ關スルコトデアリマシテ、其方カラ御答辯ヲ御願致スノガ結構カト存ジ上ゲマス、小會社、或ハ小企業者ニ對シテドウカ、斯ウ云フ問題ニ付キマシテハ、豫算關係等ニ於テモ申上ゲマシタ通り、大會社ノミニ保護ヲスルノデハナク、此方面ニ對シテモ保護助長ノ方針ヲ執ツテ居リマス、是ハ豫算ノ時ニ於キマシテ御説明シ得ルコトト存ジ上ゲマス、第三點トシテ從來儲ケタ者若クハ大キイ會社ニ對シテ、利益ニ對シ負擔ヲ命ジ、而モ其得タ所ノモノヲ小企業者ニ廻スヤウニシタラバドウカト云フコトデアリマ

ス、世間ニモ御同様ノ御意見ヲ懷カレル御方ガアリ、政府當局ニ於キマシテモ何カ課ケル方法ハナイカト色々苦心ヲシテ居ルノデゴザイマスルガ、今其利益ニ對シテ課ケル方法ヲ發見スルコトガ出來ナイノデ折角研究中デゴザイマス、第四點トシテ評價法關係ニ付テノ御質問ガアリマシタ、固ヨリ此評價法ニ依ツテ得タ資金ヲ運用スルコトハ、法文ニモアリマスル通り金「オペレーション」ニ使フコトハ、是ハ申上ゲル迄モアリマセス、尙ホ餘裕ノアリマシタ場合ニ國債ヲ買フ方面ニ用フノデアリマス、デ何カ斯ウ云フ資金ガ出マスルコト云フト、政府ノ勝手ニ用フルヤウナ風ニ考ヘラレテハイケマセスノデ、目的ヲ限定シテ金ノ爲メ竝ニ國債ノ關係ニ於テノ運用シ得ルコトニシタノデアリマス、御説ノ中ニ兌換券ノ金準備率ヲ三割乃至三割五分ニシタラバ其大キキ目的ヲ達スルコトガ出來ルデハナイカト云フコトデゴザイマス、改メテ申上ゲルマデモナク、斯様ニ正札ノ附替ヲ致シマシテモ、金其モノハ一ツモ殖エルノデハゴザイマセス、唯評價換ラシタ結果正貨準備ニ振向クベキ額、或ハ現送ニ振向クベキ額ナドヲ分ケルノニ過ギナイノデアリマシテ、只今御示シニナリマシタ金準備率三割ニシタガ宜イカ、三割五分ニシタガ宜イカト云フコトハ、此振分方ノ問題ニ關係スルノデアリマシテ、貴重ナル御意見トシテ吾等ハ參考ニシテ、其問題ノ解決ニ進ミタイト思フノデアリマス、私ノ申上ゲマス意味ハ、兌換準備ノ關係ト金現送ノ關係トハ、一ツノモノヲ二ツニ分ケルノデアリマシテ、今其事ハハッキリ茲ニ決ツテ居ナイト云フコトダケヲ申上ゲルニ止メテ置キマス、第

五點ノ買上値段ニ付キマシテ、危險ヲ避クル爲ニ斯様ナ倫敦ノ金塊相場ニ對シテ一割ノ差ヲ見テ置イタト申上ゲタノデゴザイマスガ、買上値段トノ開キニ付キマシテハ、二三年前ハ二割、或ハ本年マデ一割ト云フヤウナ、倫敦ノ金塊相場ヨリ開キガアリマシタガ、現在ノ一匁十四圓十三錢七厘五毛ト云フ買上値段ハ、倫敦ノ相場カラ見マスルコト云フト二分七厘減デゴザイマシテ、金ノ現送費等ヲ引クト云フト、殆ド差ガナイト云フコトニナルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイト存ジ上ゲマス、更ニ平價切下ヲシタラバドウカト云フコトニ付テハ、宮澤サンニ御答申上ゲタ通りデゴザイマシテ、サウ行ケバ結構デアリマスガ、未ダ其時期ニアラズト斯ウ考ヘルノデアリマス、第六點トシテ御質問ニナリマシタ、此金資金ノ特別會計ヲ以テ平衡資金トスルコトハドウデアラウカ、之ニ付キマシテハ現在ハ唯爲替相場ヲ維持シテ行カウト云フコトヲ、主タル目的トシテ作用スルノデゴザイマスノデ、平衡資金ヲ設ケルニ付テハ資金ノ限度如何、又對外關係ニ於キマシテドウ云フ連絡ヲ保チ得ルカト云フコト、更ニ英吉利、亞米利加ナドト違ツタ我國ノ事情モアルト云フコトヲ考ヘネバナラヌト思フノデアリマス、隨テ此際平衡資金制度ヲ設ケルマデハ、政府ノ考ハ進ンデ居ラナイト申上ゲルノデアリマス(拍手)

ニ對シマシテハ、當局ト致シマシテハサウ云フコトヲ存ジマセスシ、又商工省ハサウ云フコトヲ御勸メ致シタコトモナイノデアリマス
ソレカラ選礦場並ニ製鍊場ニ對スル補助ノ問題ニ付キマシテハ、御承知ノ通りニ四百二十三萬圓ノ產金獎勵金ノ中デ、百六十二萬圓ト云フモノヲ選礦場並ニ製鍊場ノ設置ノ補助ニ充テ、居ルノデアリマシテ、此百六十二萬圓ハ、御指摘ノヤウナ六產金會社ト云フモノニハ補助ヲ與ヘナイノデアリマシテ、中小ノ產金業者ニ對スル補助ト致シマシテ、大體半額ヲ其製鍊及ビ選礦場ノ設置ニ補助ヲ致スノデアリマスカラ、丁度三百二十四萬圓ノモノガ出來ルノデアリマス、之ニ從ヒマスルト、一日約八百十兩ノ金礦ヲ處理スルコト云フ計算ニナルサウデアリマスカラ、丁度一日二百兩製鍊致シマスルモノガ四ツ位ハ出來ラウト云フ計算ニナツテ居ルノデアリマス、此段御答致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 佐竹晴記君

(佐竹晴記君登壇)

○佐竹晴記君 只今上程サレテ居リマス金關係ノ諸法案ニ付キマシテ簡單ニ質疑ヲ致シマス、第一、政府ハ金保有政策ヲ拋棄サレタノデハナイカト云フ點デアリマス、日本銀行ノ金買入法第一條ノ明文ニ依リマシテモ、亦六十五議會ニ於ケル大藏大臣ノ答辯ニ依リマシテモ、金買入ノ目標ハ產金ヲ國內ニ保有スルコトニアッタノデアリマシテ、爲替水準ノ維持、即チ爲替ノ安定ノ爲ニ之ヲ海外ニ現送スルコト云フコトヲ目的ト致シタモノデハナカツタノデアリマス、然ルニ本年三月以降政府ハ屢、新產金

ノ限度ニ於ケル金ノ現送ヲ聲明セラレマシテ、當議場ニ於テモ之ヲ繰返サレテ居ルノデアリマス、之ニ依ッテ政府ハ產金國內保有ノ方針ヲ變更セラレタカノ如ク見ラレノデゴザイマスルガ、果シテ如何デゴザイマセウ

第二點ハ金現送ノ結果ニ對スル政府ノ所信ヲ承リタイト存ジマス、即チ金現送ニ依リマシテ、一朝事有ル際、政府ハ何等ノ不安ヲ感ジナイト云フ自信ガアルデゴザイマセウカ、又爲替安定ニ付テ、此法制ヲ制定スルコトニ依ッテ、十分目的ヲ達成スルコトガ出來ルト云フ自信ガアルデゴザイマセウカ、申上ゲル迄モゴザイマセス、金ノ國內保有ハ、戰爭トカ或ハ事變トカ、一朝事有ル際ニ軍需品原料ノ購入等ニ付テ、唯一ノ貿易決濟ノ最後手段デアアルコトハ申上ゲル迄モナイノデアリマス、此一朝事有ル際ニ備フル爲ニ、產金ノ國內保有ハ實ニ重大ナル意義ヲ爲スト同時ニ、近時政府ノ執リツツアル新產金ノ海外現送ニ依リマシテ、何等不安ヲ感ズルコトナキヲ得ルノデアラウカ、此點政府ノ御所信ヲ承リタイト存ジマス、更ニ一面爲替安定ニ關スル方面ヨリ之ヲ見マシテモ、本年ニ於ケル國際收支ハ、貿易外收支ヲ含メマシテ、五億圓前後ノ支拂超過ニナルデアラウト豫想サレテ居リマス、若シ爲替維持ヲ絕對目標ト致シマスナラバ、現在ノ產金量ノ實情ニ於キマシテハ、新產金ノ範圍內程度ノ現送ニ依リマシテハ、其目的ヲ達成スルコトハ甚ダ困難デハナイカト思ハレノデアリマス、眞ニ爲替維持ヲ目標ト致シマス政策ヲ遂行スルナラバ、必然的ニ國內保有ノ金ノ減少ヲ來シマスノハ免レ得ナイ所デアリマシテ、若シ左様ニ

ナレバ、前ニ申上ゲマシタ一朝有事ノ際ニ於ケル不安ヲ豫想セザルヲ得ナイノデアリマス、政府ハ果シテ此產金法制定ニ依リマシテ、只今申上ゲマス不安ヲ除去シ、且ツ一面爲替維持ノ政策ヲ遂行スルダケノ自信ヲ御持チデゴザイマセウカ、承リタイト存ズル次第デアリマス

第三ハ物價騰貴トノ關係デアリマス、金買入値段ノ引上、竝ニ必然的ナ結論デゴザイマス正貨準備金ノ再評價ハ、言葉ヲ換ヘテ申上ゲマスナラバ、物價ノ基準タル金ノ價格ノ引上ヲ政府ガ肯定スルト云フコトニナル譯デアリマス、一般物價ハ此基準ニ從ヒマシテ、少クトモ此基準マデハ騰貴スル傾向ヲ持ッテ居リマス、仍テ此政策ハ結局物價騰貴政策ニナルト言ハナケレバナリマセヌ、然ルニ政府ハ他面物價騰貴抑制策ヲ執ッテ居ラレマス、一體政府ハ物價騰貴政策ヲ執ルノデゴザイマセウカ、或ハ又其抑制策ノ爲ニ腐心ヲナサツテ居ラレルノデゴザイマセウカ、其眞意ヲ承リタイト存ジマス

第四ニハ金政策ト俸給、勞働等ノ對策ニ付テ政府ノ所信ヲ承リタイ、正貨準備金ノ再評價ハ、只今申上ゲマス如ク物價基準ノ訂正デアリマス、引上政策デアリマスガ、俸給竝ニ勞銀ハ之ニ伴ヒマシテ引上ハサレマセヌ、其引上ハ非常ニ遅レルノミカ、否、何等ノ願慮スラ拂ハレナイト云フコトガ實情デアリマス、斯クテ俸給生活者竝ニ勞働者ヲ犠牲ニ致シマシテ、之ヲ活カサントスル所ノ結果ニナルノハ當然デアリマスノデ、正貨準備金再評價ヲ爲サント致シマスナラバ、必然的ニ是等ノ弱者ニ對スル保護政策ヲ顧慮シテヤラナケレバナリナイト思フノデアリマス、政府ハ果シテ之ニ對ス

ル所ノ對策アリヤ否ヤ

第五ハ詐欺爲替ニ依ル金ノ逃避ノ關係ヲ承リタイト存ジマス、例ヘバ實際ニ五百萬圓ノ物品ヲ購入致シマシタ際ニ、單價ヲ偽ッテ之ヲ高メルト云フヤウナ方法ニ依ル等——是ハ色々方法モゴザイマセウカ——等ニ依リマシテ、例ヘバ六百萬圓ノ物品ヲ購入シタルガ如ク裝ヒ、嘘ノ手形ヲ組ンデ當局ノ許可ヲ得、爲替管理法ノ裏ヲ潜ッテ、現金ヲ海外ニ現送逃避セシメツ、アルコトヲ私共ハ聞クノデアリマス、若シ果シテ斯ノ如キ事實アリト致シマスナラバ、洵ニ寒心ニ堪ヘナイコトデアリマスルト同時ニ、只今論議サレテ居リマスル所ノ金現送問題ト最モ深い關係ヲ有シマスルガ爲ニ、果シテ斯ノ如キ事實アリヤ否ヤ、徹底的ニ斯ノ如キ事項ヲ將來ニ向ッテ調査ヲ致シマシテ監視シ、以テ金逃避ノナイヤウニ、十分ニ之ヲ防グダケノ用意ガアルカドウカ、此點ニ付テ承リタイト存ジマス、以上五點ヲ承リタイト存ジマス(拍手)

(政府委員太田正孝君登壇)

○政府委員(太田正孝君) 佐竹サンノ御質問ニ對シ御答申上ゲマス、第一點ハ金ノ保有策ヲ拋棄シタカ、斯ウ云フ御問デアリマシタ、成程御説ノ如ク、主トシテ金保有ヲ考ヘテヤツタ時ト今日トハ違ッテ居リマス、併ナガラ現送ヲ主トシテ今日ノ金政策ヲ立テテ居ルトハ申シナガラ、金保有ノコトヲ拾テタノデハゴザイマセヌ、拾テザレバコソ金ノ増産其他ニ付テ苦心シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

第二點ニ現送策ニ付テ自信ヲ持ツカト云フ御問デゴザイマスガ、是ハ度々大藏大臣モ申サレマスル通り、根本ハ國際收支ノ均

衡ト云フコトガ主デゴザイマシテ、是ハ一人ヤ二人ノ力デ行クコトデハナク、又其力ヲ國民全體ニ借ラナケレバ出來ナイコトデアリマス、私共ハ今ノ所ニ於テハ現送策ヲ續ケテ行ッテ、決シテ心配ハナイト思フノデアリマス、本年ノ新產金ノ限度デ以テ、現在ノ爲替相場支持ニ困ルヤウナコトハナイカト云フ御心配モゴザイマシタガ、此點ニ付テハ萬全ノ策ヲ執ッテ居ルノデアリマシテ、一志二片ノ支持ニ付テハ斷ジテ間違ガナイト申上ゲタイノデアリマス

第三點ニ物價ニ付キマシテノ御問デゴザイマスガ、政府ハ物價抑制策ヲ執ルノカ云々ト云フ御問デゴザイマス、私ハ物價ガ無理ニ上ラナイヤウニト云フ考ヲ以テ諸般ノ政策ヲ立テテ居ルト思ヒマス、併ナガラ物價ハ上ルト云フコトノ心配ヨリモ、物價ノ上ルコトニ對應スル力ヲ持ツト云フコトガ、政策ノ根源デナカラネバナラスト云フコトハ、私一個人ノ立前トシテ、否、政友會ニ吾々ノ居ツタ時代ノ主張ト少シモ違ハナイコトヲ申上ゲテ置キマス

更ニ第四點トシテ、勞働者ノ俸給等ノ關係ヲ申サレマシタガ、金ノ見積換ト云フコトガ、當然サウ云フ結果ニナルトハ存ジマセヌ、突然ノ引上デハナイノデス、現在ニ於テ相當ノ價格ヲ持ッテ居ルモノヲ、唯斯様ナ評價ニ致シマシタノデ、今マデ非常ニ低カッタモノヲ、非常ニ高く見積換ラスルト云フノデハナイノデゴザイマスカラ、其點ニ付キマシテハ然ルベク御承諒ヲ願ヒタイト思ヒマス

更ニ重要ナル問題ト致サレマシテ、輸出價格ト爲替ノ關係ニ付テ御指摘ニナリマシタガ、ドウカ斯ウ云フ問題ハ具體的ノコト

ヲ御示シ下サイマシテ、役人共ノ間違ッテ居
リマスコトハ何處マデモ改メナケレバナリ
マセヌ、又御注意ナサイマス通り、金ノ逃
避ヲ防グト云フコトハ洵ニ大切ナコトデア
リマシテ、私身不肖ニシテ其具體的ノ問題
ハ存ジ上ゲマセヌノデ、ドウカ此點ハ委員
會ナリニ於テ、十分御指摘ヲ願ヒタイト思
フノデアリマス（拍手）

○議長（小山松壽君） 是ニテ質疑ハ終了致
シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ
選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○服部崎市君 日程第一乃至第七ノ各案ヲ
一括シテ、議長指名二十七名ノ委員ニ付託
セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議
事日程ハ議了致シマシタ、明三十一日ハ定
刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報
ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會
致シマス

午後二時二十七分散會